

17

案内標示

整備の基本的な考え方

- 案内板及び案内標示等を設ける場合は、高齢者、障害者等が、建築物を円滑に利用できるよう表示する。
- 案内・誘導表示については、設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、わかりやすさなど十分に配慮する。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声・振動情報伝達設備など適切に設ける。

整備基準		解説	望ましい水準
7に定める構造のエレベーターその他の昇降機、8(1)に定める構造の便所又は9に定める構造の駐車を設ける場合は、次に定める構造の案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)を設けること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4(3)の施設に限る。)、9、10及び11(5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の案内標示とするよう努めること。		<ul style="list-style-type: none"> ●「小規模施設」 3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。 	○公共的施設において案内標示を設ける場合にあっては、17の項に定める構造とすること。
(1) 案内設備	案内設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、障害者、高齢者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ●大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとするにより、子どもや知的障害者を含む、より多くの人が理解できるように配慮すること。 ●案内板表示面の高さは、原則として床面より50cmから150cm程度の範囲とし、車いす使用者等に見やすい高さに設けること。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。 ●障害者等の通行の支障にならないような位置に設け、車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 ●照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者にわかりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行うこと。 ○案内板付近には触知図又は点字案内板を設置すること。 ○案内板には音声案内を併設すること。
(2) 点字表示	視覚障害者に対する案内設備は、点字その他の方法による表示を行うこと。		
(3) 標識	標識は、各施設の付近であって、障害者、高齢者等が見やすい位置に設置し、かつ、表示すべき内容が分かりやすいものとする。		

□案内標示の例

